

第232回

広島県都市計画審議会

とき 平成26年7月14日（月）
ところ 県庁北館4階 第3委員会室

土木局

第232回広島県都市計画審議会

全体審議会

付 議 案

第1号議案～第3号議案

目 次

区分	議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	摘 要	頁
全 体 審 議 会	1	吳市	広島圏都市計画臨港地区の変更について	県	呉港臨港地区の拡大	1
	2	三原市 東広島市	備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道の変更について	県	沼田川流域下水道の沼田川幹線の終点位置の変更	13
	3	吳市	川尻安浦都市計画道路の変更について	県	安浦駅北線の幅員の縮小並びに駅前三津口線の幅員の縮小及び一部廃止	27

第1号議案

広島圏都市計画臨港地区の変更について

(広島県決定)

25都計第190号
平成26年7月14日

広島県都市計画審議会会长様

広 島 県 知 事
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
都 市 計 画 課

広島圏都市計画臨港地区の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定によって、貴会の意見を求める。

広島圏都市計画臨港地区 呉港臨港地区

広島圏都市計画臨港地区の変更（広島県決定）

広島圏都市計画吳港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
吳 港 臨港地区	約 403ha	分区の規制内容を定めている条例名 「呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

呉港は、瀬戸内海のほぼ中央部広島湾の東側入口に位置する港で、呉・広・仁方の3港区から成り立っている。

呉港における臨港地区は、昭和34年10月27日建設省告示第2082号により指定され、昭和35年1月12日呉市告示第2号により分区指定を行っている。

その後、船舶の大型化に伴う港湾施設の整備並びに呉港に関連する市街地の整備状況の変化というような社会的・経済的情勢の変化に対し、臨海部の効率的な土地利用並びに港湾における諸活動の円滑化と港湾機能の効率化を図るため、昭和62年9月3日広島県告示第863号により臨港地区を変更した。さらに、呉市及び民間企業による臨海部の新たな埋立事業による港湾用地の拡大、港湾機能への依存度の低下により土地利用状況が変化した地区等について、臨海部の適正な土地利用並びに港湾機能の効率化を図るため、平成12年12月に改訂された「呉港港湾計画」に合わせて、平成13年11月5日広島県告示第968号により臨港地区を変更している。

その後、呉港広港区内の、平成2年6月改訂呉港港湾計画の基となる呉市長期総合計画（昭和60年（1985年）策定）の基本戦略の一つである海に面した呉市の特性を生かし地域発展につなげる海洋複合プロジェクトとして、「マリノポリスの推進」の開発拠点に位置付けられた阿賀マリノポリス地区を平成19年3月26日広島県告示第338号により臨港地区に追加した。さらに、阿賀マリノポリス地区埋立地と東広島・呉自動車道等の背後幹線道路網とを連絡する新たなアクセス道路として臨港道路「呉港阿賀地区道路1号線（マリノ大橋）」を整備し、港湾貨物の輸送時間の短縮とコスト削減及び埋立地への企業誘致を図るため、呉港臨港地区に追加した。

また、広（小坪地区）においては、漁業活動の円滑化及び機能の向上を図ることを目的とした埋立により平成11年度に小坪東船だまりを整備し、当該荷さばき地、物揚場等について港湾施設の認定を受けているが、更なる港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図るため、平成23年2月24日広島県告示第154号により呉港臨港地区に変更している。

このたび、呉港広港区において、公共岸壁で荷役され背後圏域の経済活動を支える港湾貨物を、一時保管し効率的な物流機能を確保するための保管施設用地（野積場用地）を確保すること及び、大規模地震が発生した場合の海上からの緊急物資等の輸送・保管等の防災拠点機能、物流拠点機能を有した緑地スペースを確保することで、港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図るため、呉港臨港地区に追加するものである。

新旧対照表

新

名 称	面 積	備 考
吳港 臨港地区	約 403ha	分区の規制内容を定めている条例名 「吳市が管理する港湾の臨港地区内の 分区における構築物の規制に関する条 例」

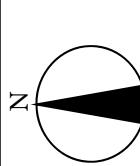
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

旧

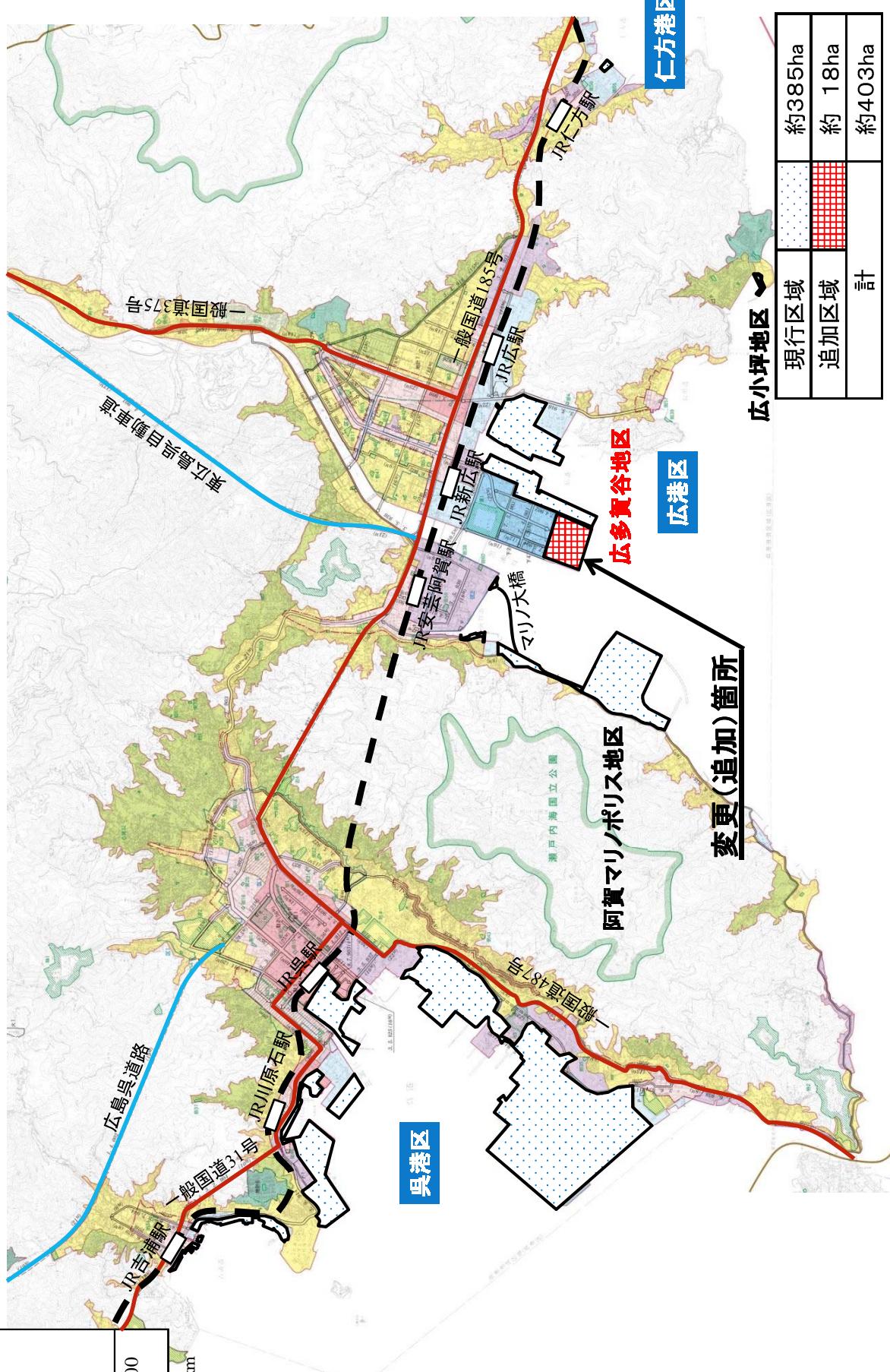
名 称	面 積	備 考
吳港 臨港地区	約 385ha	分区の規制内容を定めている条例名 「吳市が管理する港湾の臨港地区内の 分区における構築物の規制に関する条 例」

第1号議案付図

1 / 2 広島圏都市計画臨港地区（呉港）の変更



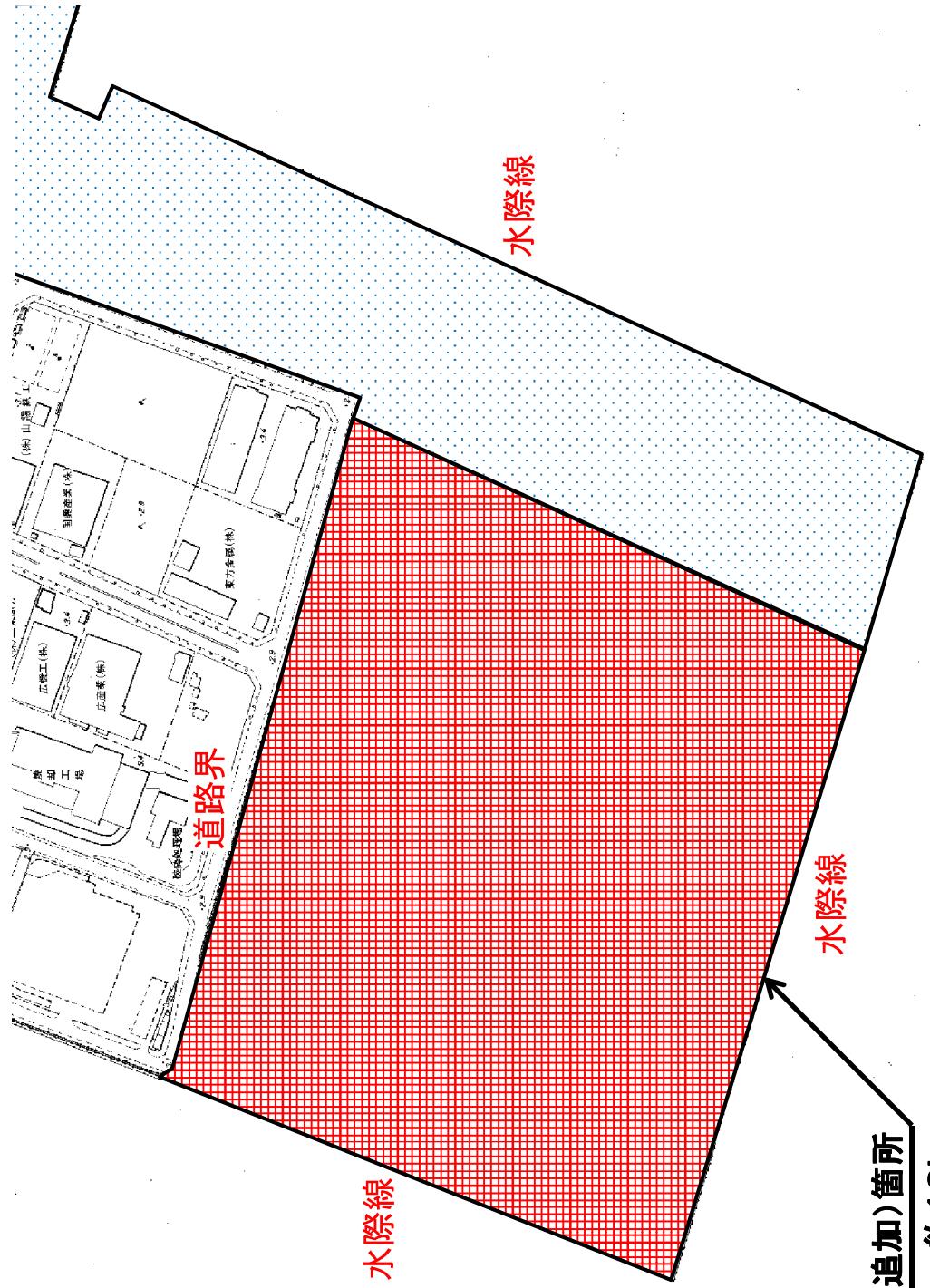
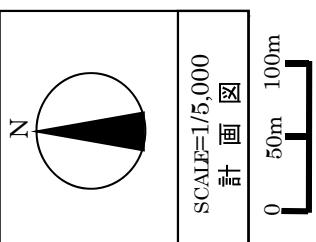
SCALE=1/60,000
位置図
0 500m 1km



第1号議案付図

2 / 2

広島圏都市計画臨港地区（吳港）の変更



現行区域	約385ha
追加区域	約 18ha
計	約403ha

第2号議案

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画
及び東広島都市計画下水道の変更について

(広島県決定)

都 計 第 6 9 号
平成 26 年 7 月 14 日

広島県都市計画審議会会长 様

広 島 県 知 事
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
都 市 計 画 課

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び
東広島都市計画下水道の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において
準用する同法第18条第1項の規定によって、貴会の意見を求めます。

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道 沼田川流域下水道

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画 及び東広島都市計画下水道の変更（広島県決定）

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画沼田川流域下水道「3 下水管渠」中沼田川幹線を次のように変更する。

3 下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
沼田川幹線	三原市円一町一丁目	三原市本郷南六丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

沼田川流域下水道は、「沼田川等流域別下水道整備総合計画」において、三原市、東広島市河内地区及び空港関連の汚水を1処理区として集約・整備を行う広域下水道案が最適処理区計画として位置付けられ、平成2年に都市計画決定され、市街化区域の編入による全体計画の見直し等によって都市計画の変更を行いながら現在に至っている。

これまで東広島市中東部に位置する東広島中核工業団地、高屋東地区工業団地及び広島空港流通工業団地の3団地については個別処理を行ってきた。この度、既存の汚水処理施設が施設更新時期を迎えたことに併せて処理方針の検討を行ったところ、3団地を東広島公共下水道及び河内公共下水道へ接続し、沼田川流域下水道へ編入することにより効率的な処理が行えること、またこの編入によっても沼田川流域下水道での処理が可能であることから全体計画の見直しを行った。

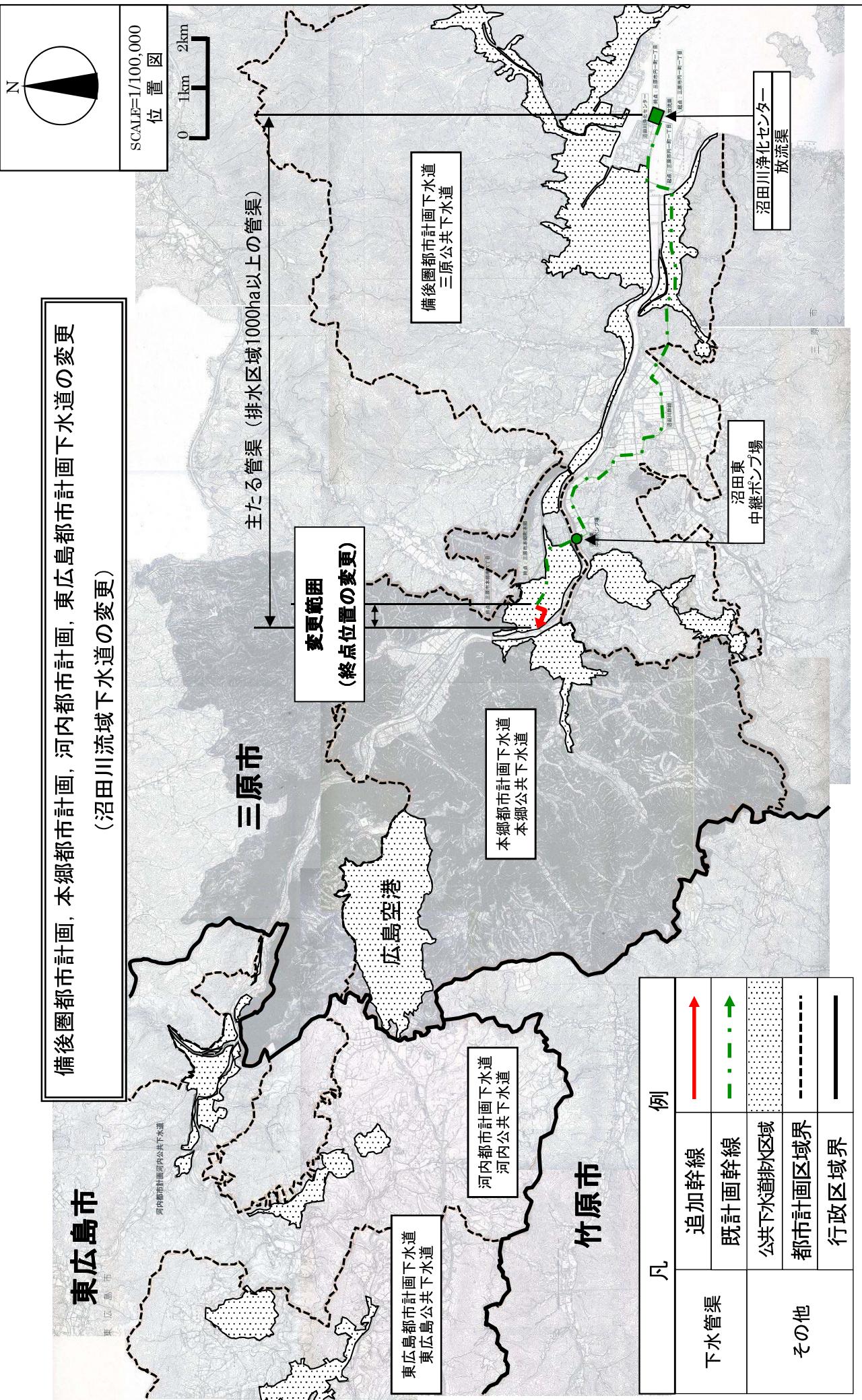
今回の変更は、全体計画の見直しにより、沼田川流域下水道へ編入する東広島公共下水道及び河内公共下水道の排水区域を拡大することに伴い、下水管渠の表示基準に基づき沼田川幹線の終点位置の変更を行うものである。また、併せて住居表示の変更に伴い終点位置の表示を変更する。

新旧対照表

3 下水管渠

下段()は旧計画

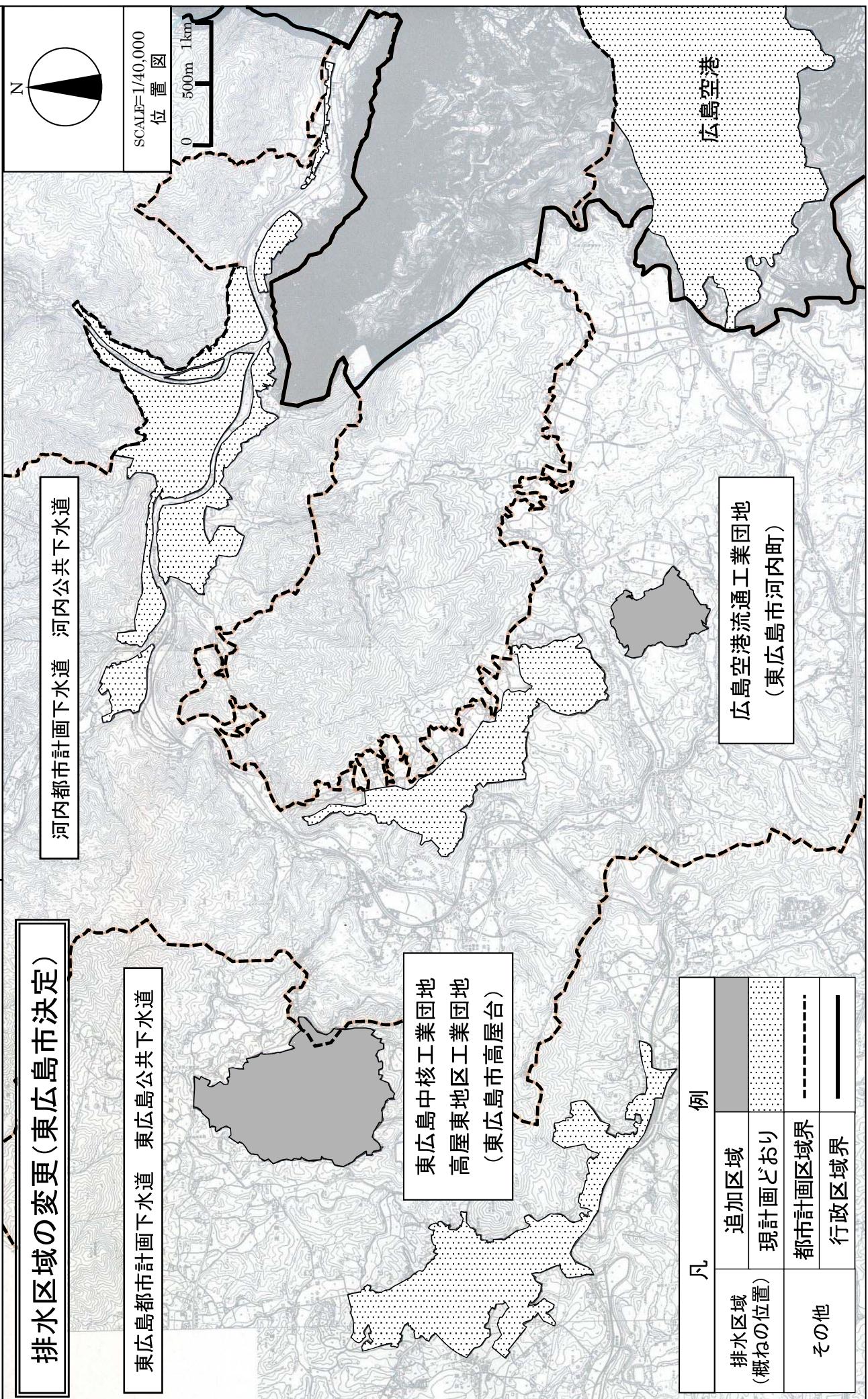
内訳	位置		備考
	起点	終点	
沼田川幹線 (〃)	三原市円一町一丁目 (〃)	三原市本郷南六丁目 (三原市本郷町本郷)	



排水区域の変更(東広島市決定)

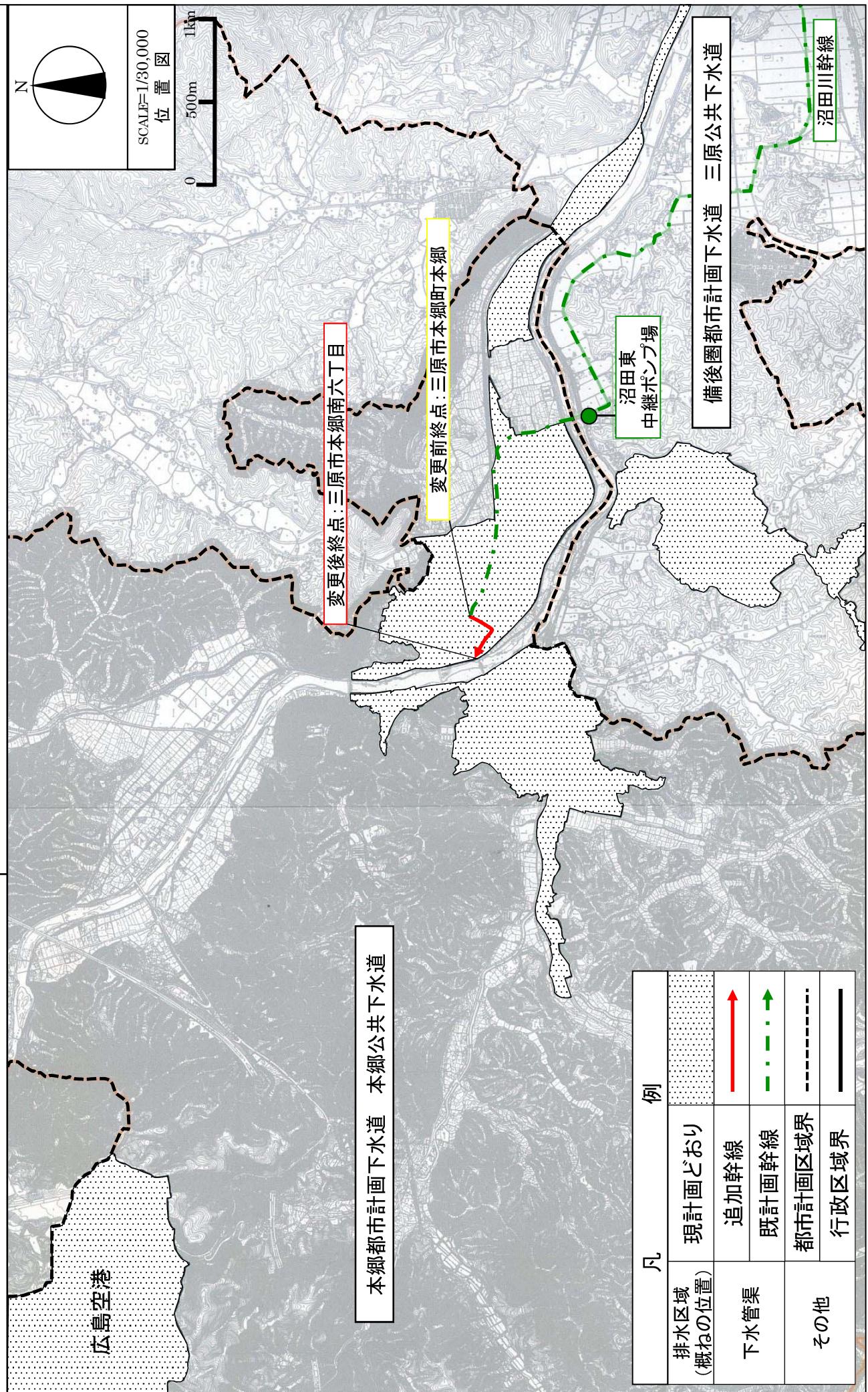
東広島都市計画下水道 東広島公共下水道

河内都市計画下水道 河内公共下水道



第2号議案付図

3 / 4 備後圈、本郷、河内、東広島都市計画下水道の変更



第2号議案付図 4 / 4

備後園、本郷、河内、東広島都市計画下水道の変更

主たる管渠の変更(三原市本郷南六丁目)

(変更前終点)

三原市本郷町本郷

(変更後終点)

三原市本郷南六丁目

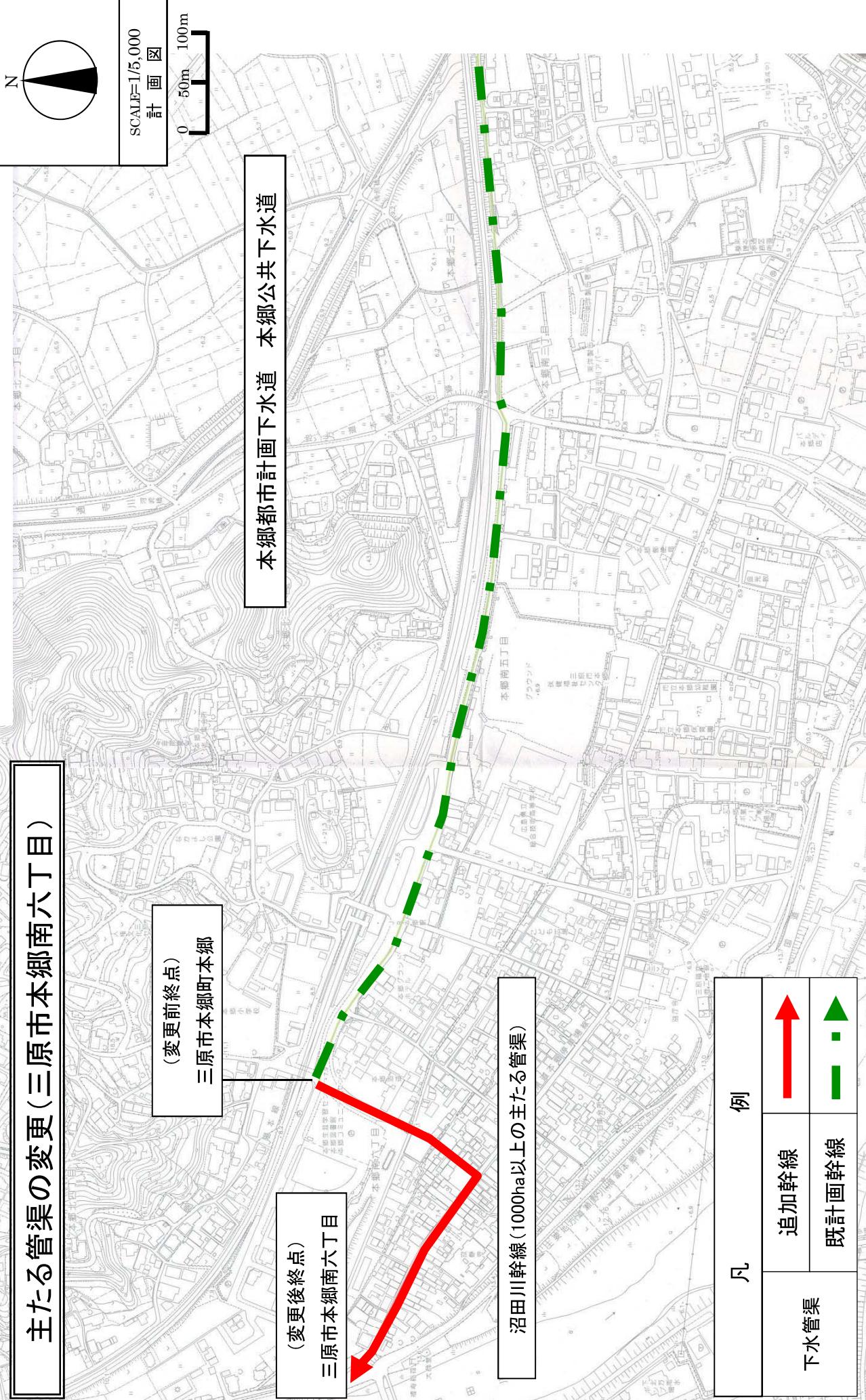
本郷都市計画下水道 本郷公共下水道

沼田川幹線(1000ha以上の主たる管渠)

凡 例

追加幹線

既計画幹線



第3号議案

川尻安浦都市計画道路の変更について

(広島県決定)

都 計 第 2 3 号
平成 26 年 7 月 14 日

広島県都市計画審議会会长 様

広 島 県 知 事
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
都 市 計 画 課

川尻安浦都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定によって、貴会の意見を求める。

川尻安浦都市計画道路 3・5・1 号 安浦駅北線
3・5・2 号 駅前三津口線

川尻安浦都市計画道路の変更（広島県決定）

都市計画道路中3・4・2号駅前三津口線を3・5・2号駅前三津口線に名称を改め、3・5・1号安浦駅北線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
幹 線 街 路	3・5・1	安浦駅北線	呉市 安浦町 内海北 4丁目	呉市 安浦町 中央 8丁目	呉市 安浦町 中央北 2丁目	約 2,630m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面 交差3箇所 幹線街路駅前三津 口線と立体交差 JR呉線と立体交差	
幹 線 街 路	3・5・2	駅前三津口線	呉市 安浦町 中央 1丁目	呉市 安浦町 三津口 1丁目	呉市 安浦町 中央 6丁目	約 530m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面 交差2箇所 幹線街路安浦駅北 線と立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・5・1号 安浦駅北線

3・5・1号安浦駅北線は、安浦駅北地区土地区画整理事業等の都市基盤整備のための交通体系の見直しにおいて、特に鉄道により分断された市街地の一体化を図る道路として平成元年8月に当初決定した路線であり、「安浦都市計画道路見直し方針」に基づく都市計画道路網の見直しにより、国道185号と安浦町市街地北部とを結ぶ道路として都市計画変更している。

旧安浦町の安浦町長期総合計画では、3・5・1号安浦駅北線に隣接する実成新開の埋立地にレクリエーション活動の場として青少年総合スポーツセンターの整備を予定していた。しかし、平成25年3月に埋立地に大規模太陽光発電所が着工しており、当時と土地利用が異なるものとなっている。

今回の変更は、こうした社会情勢の変化から道路計画の見直しを行った結果、埋立地に接する区間の歩道幅員を縮小するとともに、3・5・2号駅前三津口線との交差部について右折車線を削除するものである。

3・5・2号 駅前三津口線

3・5・2号駅前三津口線は、安浦市街地中心部を東西に結ぶとともに、安全で快適な通行、市街地景観の形成、賑わいの創出を図り、交通を円滑に処理する都市内道路として昭和40年12月に当初決定している路線であり、「安浦都市計画道路見直し方針」に基づく都市計画道路網の見直しにより、安浦駅と安浦町市街地東部とを結ぶ道路として都市計画変更している。

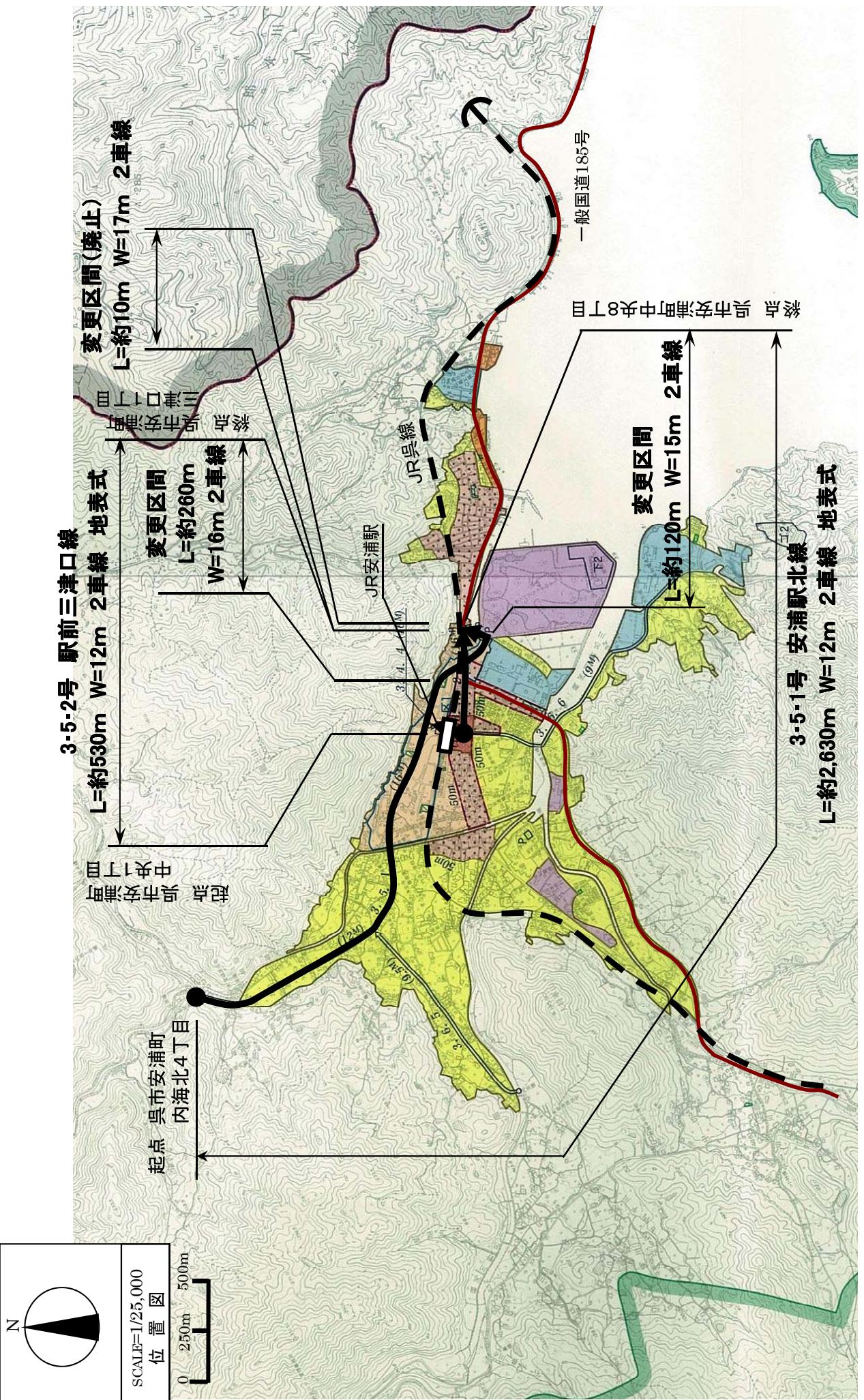
今回の変更は、埋立地の利用計画の変化といった社会情勢の変化や沿道利用が今後見込まれないことから、道路計画の見直しを行った結果、一般国道185号安浦バイパスとの交差部から3・5・1号安浦駅北線との交差部までの区間について道路幅員を見直すものである。また、3・5・1号安浦駅北線の右折車線の削除に伴う区域の変更を行う。

新旧対照表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 品	
新	幹 線 街 路	3・5・1	安浦駅北線	吳市 安浦町 内海北 4丁目	吳市 安浦町 中央 8丁目	吳市 安浦町 中央北 2丁目	約 2,630m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面 交差3箇所 幹線街路駅前三津 口線と立体交差 JR呉線と立体交差
旧	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
新	幹 線 街 路	3・5・2	駅前三津口線	吳市 安浦町 中央 1丁目	吳市 安浦町 三津口 1丁目	吳市 安浦町 中央 6丁目	約 530m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面 交差2箇所 幹線街路安浦駅北 線と立体交差
旧	〃	3・4・2	〃	〃	〃	〃	約 540m	〃	〃	16m	〃

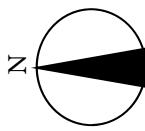
第3号議案付図 1 / 5

川尻安浦都市計画道路の変更



第3号議案付図 2／5

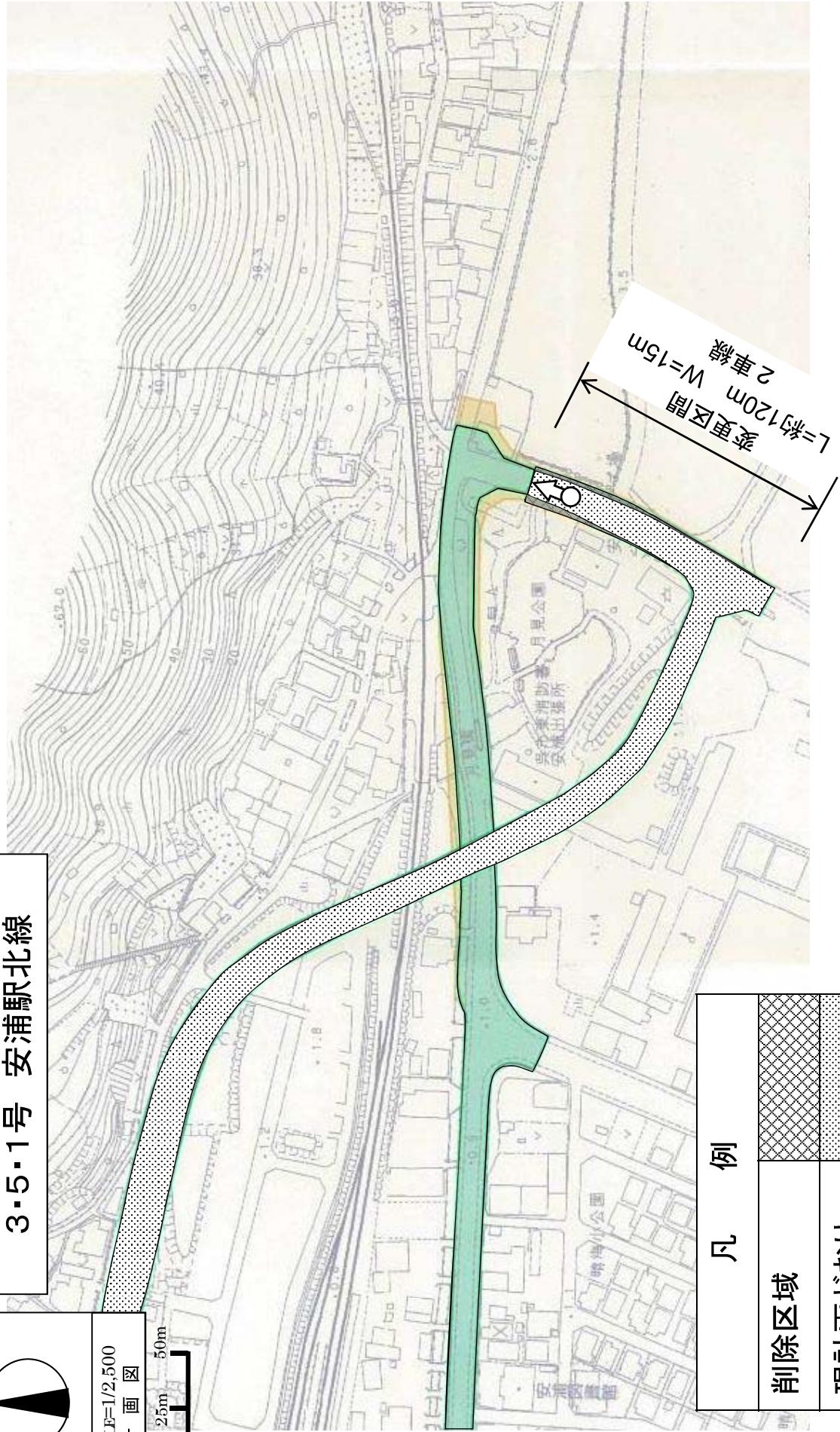
川尻安浦都市計画道路の変更

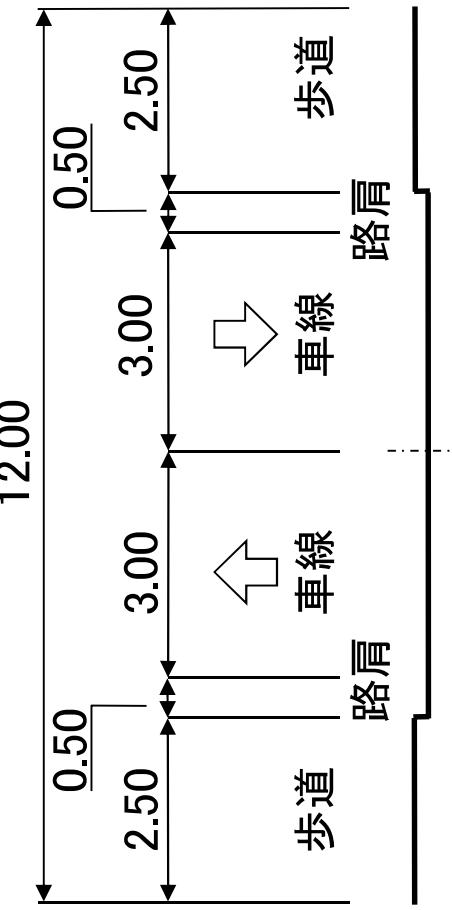
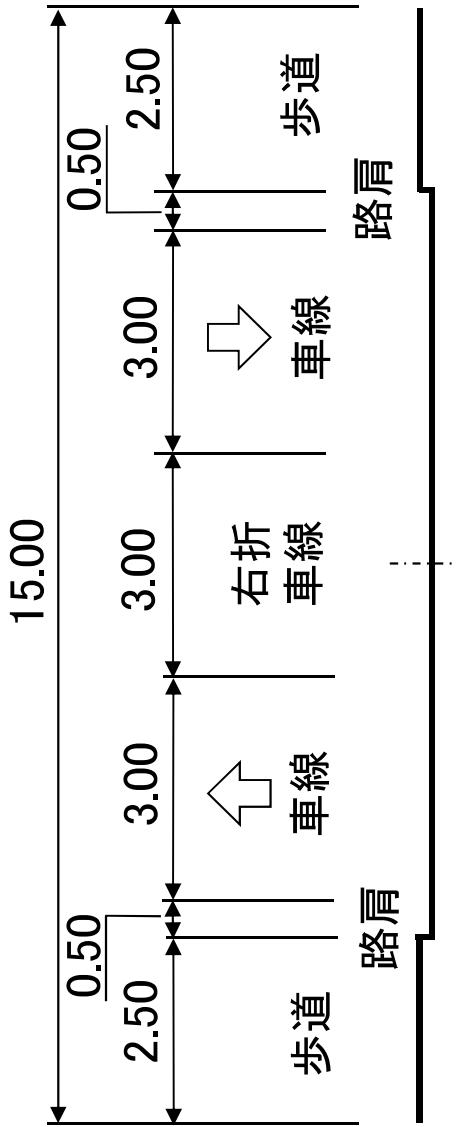


SCALE=1/2,500
計画図

0 25m 50m

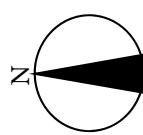
3・5・1号 安浦駅北線



標準断面図**3・5・1号 安浦駅北線****変更区間(終点側 交差点部)****変更区間(起点側 交差点部)****[単位:m 縮尺S=1/100]****変更区間(起点側 交差点部)**

第3号議案付図 4／5

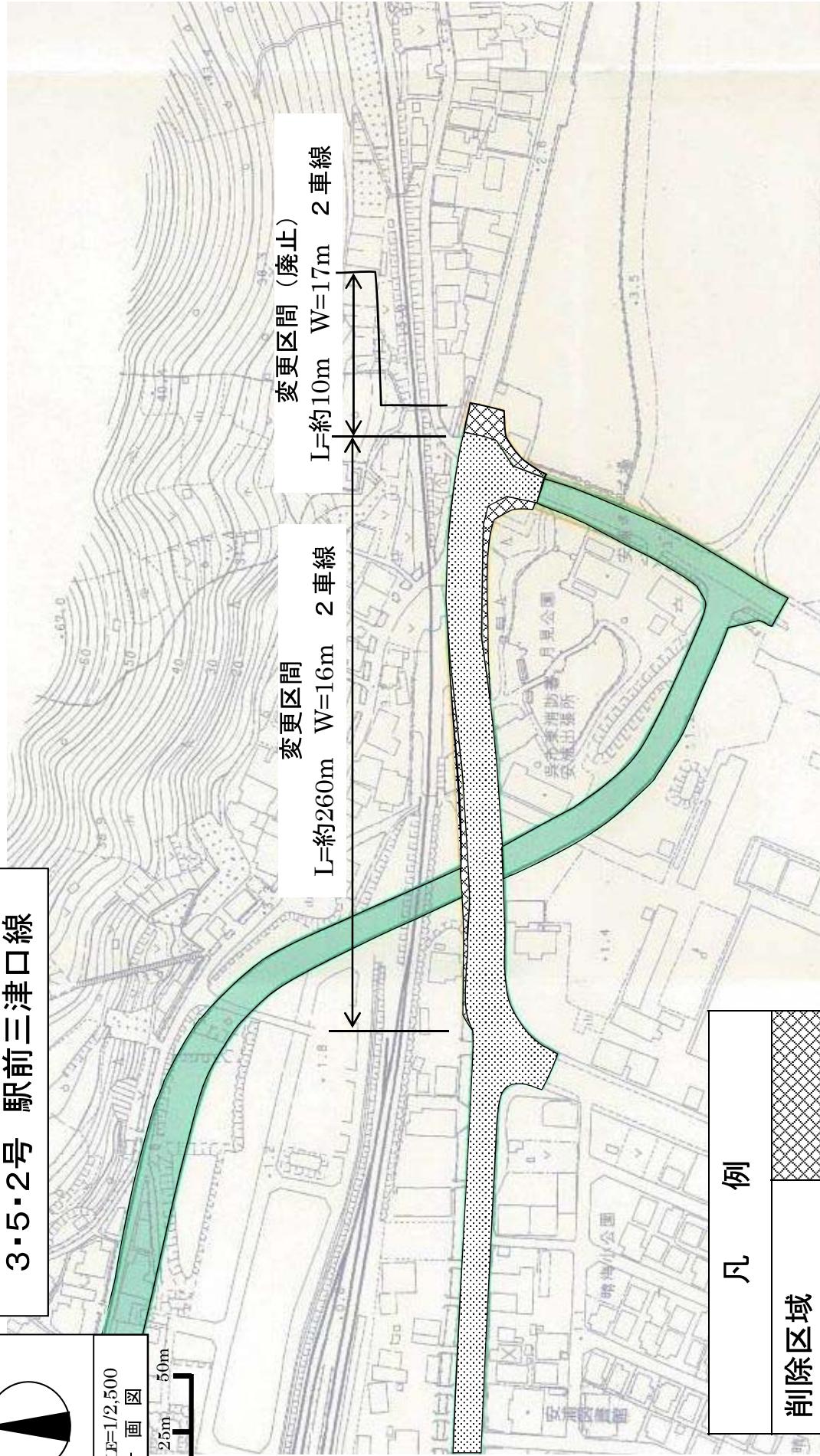
川尻安浦都市計画道路の変更



SCALE=1/2,500
計画図

0 25m 50m

3・5・2号 駅前三津口線



標準断面図

3・5・2号 駅前三津口線

[単位:m 縮尺S=1/100]

変更区間(交差点部)

